



労基署便り 令和2年度 No.5

大河原労働基準監督署



◎ 令和2年労働災害発生状況（1月～7月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	27	27		227 (1)	241 (5)	14
食料品製造業	5	11	6	111	105 (2)	-6
機械金属製造業	13 (1)	6 (1)	-7	55 (1)	67 (3)	12
建設業 計	18	11	-7	181 (5)	146	-35
土木工事業	7	2	-5	58 (3)	42	-16
建築工事業	10	6	-4	98 (2)	79	-19
その他の建設	1	3	2	25	25	
運輸交通業 計	5	5		198 (2)	178 (1)	-20
陸上貨物運送業	5	5		183 (2)	161 (1)	-22
商業	8	14	6	194 (1)	194	
全産業	92 (1)	81 (2)	-11	1162 (12)	1170 (8)	8

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

※業種の誤りがあり、建設業について件数を修正しています。

9月は全国労働衛生週間準備月間です！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回目を迎えます。令和2年度は、「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンとして10月1日から7日までの1週間展開されます。

各事業場におかれましては、9月1日から9月30日までの衛生週間準備期間及び本週間を契機に、労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

取り組み状況をチェックして確認！

事業場実施事項（準備期間に点検する事項(項目のみ)）

- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ② 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ③ 労働災害の予防的観点からの高齢労働者に対する健康づくりの推進
- ④ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ⑤ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ⑥ 受動喫煙対策に関する事項
- ⑦ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ⑧ 労働衛生3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）や労働衛生教育の推進と労働衛生管理活動の活性化
- ⑨ 職場における感染症に関する理解と取組の促進（新型コロナウイルス感染症対策を含む）
- ⑩ 粉じん、騒音、振動、酸欠等の作業の特性に応じた防止対策の徹底

点検事項等の詳細については、厚生労働省、中央労働災害防止協会のホームページで確認することができます。監督署入り口にもリーフレットを備えていますので、ご利用ください。

※ **新型コロナウイルス感染症の感染拡大に取り組んでください！**

- a 「新しい生活様式」の趣旨や必要性について労働者に周知すること
- b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した感染拡大防止対策を検討し実施すること（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html）

職場の健康診断実施強化月間です！

9月は職場の健康診断実施強化月間です。大河原署管内の令和元年の一般定期健康診断の有所見率は62.4%と全国(56.6%)及び宮城県(61.0%)よりも高くなっています。項目別では、血中脂質検査、血圧及び肝機能検査で全国より有所見率が高い状況となっています。

なお、労働安全衛生法では、健診結果において異常の所見があると診断された労働者に対して、医師の意見を聴取し、その意見を勘案し、必要な措置を講じることとされています(法第66条の5)。

医師の意見を聴く医師については、労働者50人以上の事業場は産業医が適当です。また産業医の選任義務がない50人未満の事業場は仙南地域産業保健センター(連絡先:0224-53-4010)を活用してください。

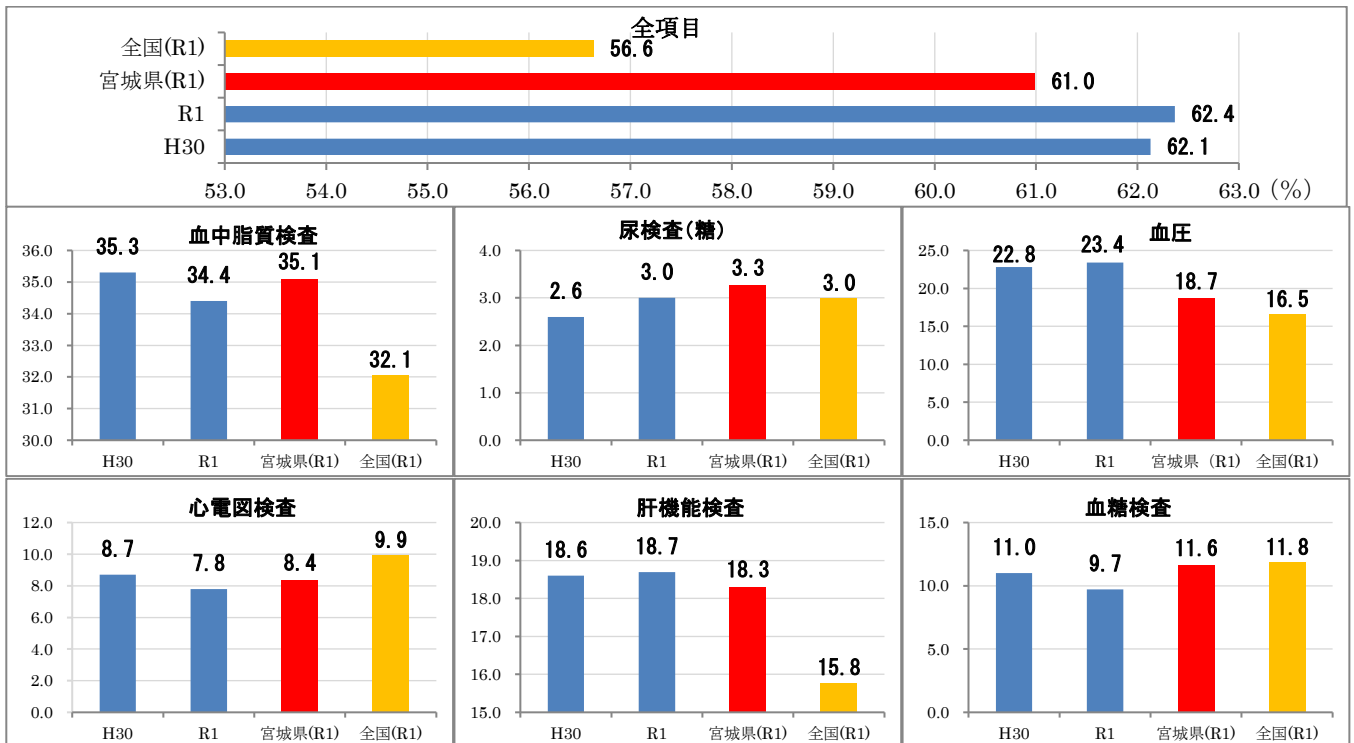
健康診断を確実に実施するとともに、健診結果に基づく事後措置を適切に行い、労働者の健康確保に努めていただくようお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意した健康診断の実施について

いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において、実施してください。

また、令和2年6月末までの間に、健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までに実施してください。なお、健診機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があります。

全国・宮城県内及び大河原署管内の定期健康診断における有所見率(青色:大河原署管内)



「せんなん健康チャレンジウィーク 2020」にチャレンジ！！

宮城県仙南保健所では、働く人の健康づくりの取組の一環として、「せんなん健康チャレンジウィーク 2020」を10月1日から7日の7日間実施します。取り組み内容は、受動喫煙防止やノー残業デー推進のほか、いろいろなコースを用意しています。健康づくりのきっかけに、ぜひ取り組んでみませんか？

申込期間は9月1日から18日です。事業場、施設、団体単位で申込ください。申込方法や内容等の詳細は、宮城県仙南保健所(成人・高齢班)(TEL:0224-53-3120)にご連絡ください。

これらの3コースから項目の一つ又は複数選んでチャレンジします。

コース名	項目	内容
情報提供 からだチェック	①健康情報ポスター掲示	ポスターを事業所に掲示
	②塩分チェックシート活用	従業員等にチェックシートを配付し、塩分摂取傾向自己チェック
	③歩数チェックシート活用	従業員等にチェックシートを配付し、スマートフォン・歩数計等で測定した1日の歩数を記録
からだにやさしい 環境づくり	④禁煙チャレンジシート活用	喫煙者にチャレンジシートを配布し、禁煙チャレンジを促す
	⑤受動喫煙防止対策推進	敷地内禁煙、施設内禁煙、施設内分煙を終日実施
	⑥運動、健康機器設置	血圧計、体重計、バランスボールやダンベル等の設置
	⑦ノー残業デー推進	定時退勤で健康づくりに取組みやすい雰囲気づくり
	⑧健康づくりイベント等実施	施設(団体)独自の健康づくりの取組等の実施

発行：大河原労働基準監督署(TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。登録は(空メールを右のコード:miyagiroudou@km.moweb.jp あてに送信してください。)



から。